

番号：140993

国名：セネガル

担当部署：資金協力業務部実施監理第三課

件名：「苗木育成場整備計画（1991）」及び「苗木育成場整備計画（第二期、1996）」
フォローアップ協力（入札支援/施工監理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：入札支援/施工監理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年1月上旬から2015年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.90M/M、現地 5.60M/M、合計 6.50M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地調査期間 整理期間
15日 168日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務：	農林業施設の入札支援及び施工監理に係る各種業務
対象国/類似地域：	セネガル/全途上国
語学の種類：	英語又は仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要

6. 業務の背景

セネガル国では近年の降雨量減少等の自然条件による要因と、農牧業生産方式の崩壊及び薪炭林の過剰伐採等各種の人的要因により、砂漠化の進行が顕著となっている。そのためセネガル国政府は、環境保全を目的とした森林資源の維持改善に努めており、「森林開発計画」(1981)とこれを改訂した「セネガル森林活動計画」(1991)を策定し、その中で2016年までに350万haを植林することが計画された。当初、計画は順調に実施され、特に第7次計画(1985-88)では、計画面積に対して実績面積が154%という高率で達成された。しかし第8次計画(1989-92)以降は、達成率が軒並み50%台に落ち込み、第9次計画(1993-96)には30.1%にまで下がった。

この植林率の著しい減少に関しては、苗木の供給体制が脆弱なため、安定した苗木供給ができないことが原因に挙げられた。また、従来の苗木生産は、約6割を国際機関や他の援助国の協力で生産していたため、実施体制が政府主導であった。このため、セネガル国政府は地域住民の需要に対して適切な時期に良質な苗木を安定的に供給する体制を整備するため、地域の植林活動の拠点ともなる公営苗畑を強化するため、「苗木育成場整備計画(PAPF)」を策定した。また、日本に対し無償資金協力の要請を行い、JICAの調査によって妥当と判断された3苗木育成場(Bango、Fimela、MBao)に対し「苗木育成場整備計画」が1991年に実施された。この計画では、水利施設等の整備の他プール式の苗床を導入し、良質な苗木を生産できる体制が整備された。この後も「苗木育成場整備計画」(I/II 1995年、I/II 1996年)が実施され、5苗木育成場が整備された(I/II Louga、NGabou、Hann：但しHannについては部分整備。II/II Matam、Nioro)。これにより、セネガル国における植林に必要な苗木の生産が安定し、同国の植林の振興に大きく寄与した。

その後、実施から20年近くが経過し、水利施設や苗木生産用機材等の劣化により、従前のように苗木の安定供給ができなくなっている。Nioro育成場では、給水設備の故障から十分な苗木への給水ができなくなり、Fimela育成場でも、井戸の劣化から同様の状況が起きている。

また、育成場を囲むフェンスが壊れ、野生動物に苗木を食される被害が発生し、安定供給に支障を来している。これら2育成場は、日常の小規模なメンテナンスはこなせるものの、今次フォローアップ要請にある大規模な維持管理については、技術的かつ予算的にも対応できない。

このため、これら2育成場の、給水設備、井戸及びポンプ、灌漑システムのリハビリと外周フェンスの設置等につき、フォローアップ協力の要請が成された。

この要請を受け、2014年にフォローアップ調査を実施した。調査の結果、Fimela苗木育成場及びNioro苗木育成場を対象に、1) 水源設備改修、2) フェンス補修、3) 従来式苗床補修、4) プール式苗床補修を、フォローアップ協力として実施することが妥当であると判断された。

その後、2014年10月にS/Wを署名し、本案件を実施することを決定した。

【無償資金協力の概要】

(1) 苗木育成場整備計画

- ① E/N署名1991年度
- ② 詳細設計を含む合計供与限度額3.35億円

(2) 苗木育成場整備計画(Ⅱ期)

- ① E/N署名1996年度
- ② 詳細設計を含む合計供与限度額3.25億円

【フォローアップ協力の概要】

- (1) 水源設備改修
- (2) フェンス補修
- (3) 従来式苗床補修

(4) プール式苗床補修

具体的な協力内容は、フォローアップ調査報告書に記載しています。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、無償資金協力事業におけるフォローアップ協力の仕組み・手続き、フォローアップ調査の結果を十分把握の上、JICA セネガル事務所、及び、本施設を所有・管理するセネガル国水・森林・狩猟・土壌保全局と協議・調整しつつ、同事務所が実施する修復工事の施工業者選定のための入札及び施工監理に対し、技術的な支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年1月上旬～2015年3月上旬）

- ① 対処方針会議等に参加する。
- ② フォローアップ調査等において作成された設計及び入札図書案を精査のうえ、入札図書最終案を作成する（その後、JICA セネガル事務所により公示・入札図書の配布を行う）。
- ③ JICA セネガル事務所による入札図書に関する業者からの質問に対する回答及び入札図書アmend作成を支援する。

(2) 現地業務期間（入札支援・契約支援・施工監理）（2015年3月中旬～8月下旬）

- ① JICA セネガル事務所等との打合せに参加する。
- ② セネガル側関係機関との協議に参加し、修復工事の内容及び入札手続きの説明を行う。
- ③ JICA セネガル事務所が開催する入札会に参加し、技術的な側面から支援する。
- ④ JICA セネガル事務所による入札評価を技術的な側面から支援する。具体的には、主に以下の事項につき、応札書類について技術的な評価を行う。

(ア) 応札業者の資格審査

- a) 企業形態
- b) 財務状況
- c) 工事实績
- d) 技術者数

(イ) 応札書類の技術審査

- a) 工程計画
- b) 施工要員計画
- c) 工法計画
- d) 建設資機材投入計画
- e) その他入札書類で定める事項

(ウ) 応札金額の分析

予定価格と応札金額の比較分析による応札金額の妥当性の検討

- ⑤ ④の評価結果に基づき、入札評価報告書（案）（和文・仏文）の技術評価に関する部分を作成するとともに、入札評価報告書（案）全体のとりまとめに協力する。
- ⑥ JICA セネガル事務所による応札業者との契約交渉を補佐し、入札評価結果等に基づき、主として技術的事項に関する確認を行う。
- ⑦ JICA セネガル事務所と施工業者との契約書にて規定される仕様書、設計図等に基づき、工事用資機材調達、工事全体の詳細工程、施工計画等について契約業者と協議のうえ、同結果を書面にて取りまとめる。
- ⑧ その他、工事全体に関しセネガル事務所と契約業者との間で調整が必要な事項について、セネガル事務所を支援する。
- ⑨ JICA セネガル事務所と施工業者との契約書にて規定される仕様書、設計図等に則り品質を確保しながら適切に施工されるよう、現場での立会い、現地施工業者の工程管理、出来形管理、品質管理、数量の確認、材料検査、工事写真管理、安全管理等の業務を監督する。その結果は、JICA セネガル事務所に速やかに報告する。また、必要に応じて技術指導を行

う。

なお、施工業者への支払い時には支払請求に対する確認を行うとともに、工事の出来高等必要な情報を取りまとめ、JICA セネガル事務所に報告する。

また、施工業者契約書及び入札図書との不適合、またはそのおそれがあると認められる場合、工事が遅延している、またはそのおそれがあると認められる場合は、その時点で JICA セネガル事務所に報告する。

- ⑩ 設計変更が生じる場合は、事前に設計変更内容を JICA セネガル事務所に報告する。変更の妥当性について分析を行い、変更に伴い新たに必要となる図面、数量変更を取りまとめる。施工業者の契約金額の変更を伴う場合は、その変更金額の積算を行い、その結果を JICA セネガル事務所に報告する。
- ⑪ 施設の完工に関し、JICA セネガル事務所が必要な検査を行うための情報を取りまとめ、JICA セネガル事務所に提供するとともに、JICA セネガル事務所が行う完工検査の実施及び完工証明書の作成を支援する。

(3) 帰国後整理期間 (2015 年 8 月下旬)

帰国後 1 週間以内に、現地派遣期間中に行った業務に関する報告書を取りまとめ、JICA 資金協力業務部及びセネガル事務所に対し報告を行う (テレビ会議)。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (3) 業務完了報告書とする。

- (1) 入札図書 (案) (英文 2 部または仏文 2 部)
- (2) 現地業務結果報告書 (和文 1 部、仏文 4 部) : JICA セネガル事務所 (和文 1 部、仏文 1 部)、C/P 機関 (仏文 3 部)
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 運営維持管理に係る C/P 機関への提言
- (3) 業務完了報告書 (和文 1 部)
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 運営維持管理に係る C/P 機関への提言
 - ④ その他体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積を計上して下さい)。航空賃については、成田 (日本) - ダカール (セネガル) 間を計上して下さい。

(2) 通訳・翻訳

現地における現地通訳・翻訳 (英⇄仏) の備上は可能ですが、上記臨時会計役の委嘱により業務従事者が直接備上・支払を行うことを想定しています。また入札図書は仏文を想定していますが、入札図書 (案) の提出が英文の場合、入札図書の翻訳 (英⇄仏) は、JICA にて行います。

(3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA セネガル事務所から業務従事者に対し、臨時会計

役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ① 車両関係費
- ② 通信費
- ③ 現地通訳・翻訳備上費（英⇄仏）（必要に応じ）

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

2015年3月中旬～8月下旬を予定していますが、入札状況や施工状況等を踏まえ、変更の可能性あります。

② 現地での業務体制

JICA セネガル事務所の行う入札支援等のため、本邦からの職員等を派遣する可能性があります。

③ 便宜供与内容

JICA セネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

a) 空港送迎

あり

b) 宿泊手配

あり

c) 車両借上げ

あり（セネガル事務所にて予約の上、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています）

d) 通訳・翻訳備上

なし（上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が必要に応じ直接備上・支払を行うことを想定しています）

e) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします

f) 執務スペースの提供

なし

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構資金協力業務部実施監理第三課（TEL:03-5226-9256）にて閲覧可能とします。

① セネガル国「苗木育成場整備計画」フォローアップ協力（調査）フォローアップ調査報告書

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

② セネガル共和国苗木整備計画基本設計調査報告書

③ セネガル共和国苗木育成場整備計画（第2次）基本設計調査報告書

（3）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 本業務においては、会計年度を跨る契約（複数年度契約（2014年度及び2015年度））を締結することとし、年度を跨る現地作業又は国内作業を継続して実施することができることとします。会計年度ごとの精算は必要ありません。

以上